

議 事 内 容

- 専務理事 第 66 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。はじめに、山口会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 皆さんこんにちは。
先日のニュースによると、先月の豪雨による農林水産関係の被害額が 2 年前の佐賀豪雨を上回ったとのことでした。大きな災害の復旧には、国や県、市町の支援が不可欠であると思います。一日でも早く復旧し、通常の生活や農業生産活動に戻れることを願っております。
また、農業委員会会長さん方は、常設審議委員会の後に会長会議を行いますので、長時間ではありますがよろしく願いいたします。
- 議長 それでは、ただいまから第 66 回常設審議委員会を開会いたします。まず、本日の出席状況を報告してください。
- 専務理事 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 16 名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告。)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・2 件、第 5 条・6 件、第 18 条・1 件のほか、「令和 3 年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書について」を議題としています。
どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 はじめに、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長 まず、〇〇農業委員会から整理番号4－1、4－2の案件について説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号4－1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

 なお、昭和46年及び平成27年に既に植林されており、始末書が添付されています。

整理番号4－2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

 なお、昭和58年に既に植林されており、始末書が添付されています。

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5－1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可相当と判断しております。

整理番号5－2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 整理番号5－3、〇〇〇〇申請の資材置場用地への一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内農地であることから農用地区域内農地、及び中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、農用地区域内農地については、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当、また、第2種農地については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当するため、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の職員駐車場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

この申請地は、元々譲渡人が高齢者専用住宅建設を目的に平成21年に転用許可を受け、同年に造成工事まで終わらせておりました。その後の経済状況の悪化により採算が合わなくなったことから建設中断となり、近隣で介護・老人保健施設を運営している〇〇〇〇に事業を引き継ぐ形で譲渡がなされています。しかし、その譲渡も無断で行われていたことから、平成22年には佐賀県から許可条件違反による指導がなされています。その後高齢者専用住宅は建設されないまま、職員駐車場として活用をされております。平成30年になって、佐賀県、〇〇市(町)、譲渡人で協議をしまして、職員駐車場として変更申請を行うこととなり、時間は経過しましたが今回の申請となっております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請のこども園用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、公益性が高いと認められる事業として、土地収用法該当事業(土地収用法第3条第23号の社会福祉法による社会福祉事業)に該当する場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

農地法第4条関係2件、第5条関係6件について説明がありました。

- ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
- 議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 2ページの黒枠のところ申請地ですよね。その横の田も同じ方の所有で、3ページの写真を見ればそこも植林したように見えますが、現況はどうなっているのですか。
- 〇〇農業委員会 そちらも申請人によって植林されております。今回上がっていない理由は、そこが農振地になっていまして、その手続き等を含め別の申請になるためです。
- 〇〇委員 後から出てくるのですね。
- 〇〇農業委員会 農振除外後に出てくるものと考えております。
- 〇〇委員 教えていただきたいのですが、こういうスギやクヌギは補助の対象になるのですか。
- 〇〇農業委員会 以前確認した限りでは、当市（町）においては植林についての補助金はありません。
- 〇〇委員 今回の質問の関連ですが、森林組合から苗を買うときは補助があると思いますが、こういった農地の無断転用については課題もあると思いますので、どこに植えるのか等林務課と連携を取られた方がいいと思います。もう一つ、先月も30年40年経つような追認申請があり今回もということで、これは遊休農地の調査で発見されたのか、それとも任意で出されたものか教えてください。それと、内部ではこういう案件について、行政としてどういう考え方で対応をされているのかお聞きしたいと思います。
- 〇〇農業委員会 まず、この案件については、農地パトロールで発見して指導したというものではなく、申請人から上がってきたものになります。おそらく、財産処分等を検討される中で、地目が変わっていないことに気付いて申請されたものと考えております。また、始末書案件が多いのではというご指摘と考えますが、申し開きようもないのですが、始末書付きで申請されたものについては、追認できるものは追認していった地目を変更するというのが今できる適正な処理ではないかと考えております。
- 〇〇委員 分かりました。

議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	一つ確認です。資料には昭和58年に植林とありますが、先程の説明で昭和56年と言われたので、どちらが正しいでしょうか。
〇〇農業委員会	58年が正しいです。こちらの言い間違いです。申し訳ありません。
〇〇委員	分かりました。
〇〇委員	〇〇市(町)は市町村合併で広域になっているため、その関係で漏れ気味になったのではないかと感じました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員	1点確認をお願いします。譲渡人が〇〇〇〇外2名となっていますが申請地は1筆だけなので、ここは共有地になるのですか。
〇〇農業委員会	すみません、転用地所在は632番1外6筆でした。申し訳ありません。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	両方に水田がありますが、隣接同意は取れているのですか。
〇〇農業委員会	ここに隣接する農地はありません。西側が市道で、東側が土地改良区所有の水路になっております。南側は、譲渡人所有の農地が150㎡程残る形になります。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資材置場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	19ページの写真を見ると、もういつでも使えるような形にされているのですか。
〇〇農業委員会	これは更新申請ですので、現在の状況と同じ写真になります。まだ工事が続いているので、転用済みの写真になります。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
〇〇委員	農地復元確約書が添付されていますが、きちんと復元されなかったとかのトラブル、苦情等が多いように聞いておりますけれども、この確約の内容を教えてくださいませんか。
〇〇農業委員会	現状アスファルトで舗装されているのを全て剥いで、農地に復元されます。ここは山林等含め2万㎡程ありますが、6カ所程度の農地に分けて、野菜畑、果樹、水稻を作付けされると聞いております。
〇〇委員	ありがとうございました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の職員駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	土地代金が19,820千円となっていますが、転用地の価格が545千円/10aということで、一桁違うのではないですか。

- 〇〇農業委員会 申し訳ありません。5,452 千円／10a です。
- 〇〇委員 それと、以前申請されていたのが経済状況で使えなくなったということで、これは追加して転用申請をするということですか。以前の分を全部〇〇〇〇さんに売り渡すということですか。
- 〇〇農業委員会 追加してというのではなく、元々高齢者専用住宅を建てる計画であったところを全て職員駐車場として変更をして、尚且つ所有権移転まで行いたいという内容です。
- 〇〇委員 はい、分かりました。
- 〇〇委員 〇〇〇〇が介護保険施設にしようとして通らなかった理由は何ですか。
- 〇〇農業委員会 介護保険施設については介護保険事務所が認可を出すことになっているかと思いますが、それが叶わなかったと聞いております。
- 〇〇委員 介護保険施設の申請をしたけど通らなかったから、取りあえず職員駐車場として使う、将来的には施設を作るために再申請をするということなら分かるのですが。その辺は農業委員会では分からないのですか。
- 〇〇農業委員会 分かる範囲でお答えしたいと思います。平成 22 年に佐賀県の方から許可条件違反ということで指導がっております。内容は、まず、高齢者専用住宅が建設されるまでの間、農業委員会を経由して進捗状況を報告することということで、その当時は建設を目指して模索してくださいという指導がっております。また、農地法に基づく許可指令が出た場合は許可条件を守りなさいという 2 点の指導がなされています。
- 〇〇委員 分かりました。
- 議長 他にご質問等ございませんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の社〇〇〇〇申請のこども園用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 28ページの図面の右側に線が長く引いてあって運動場と駐車場という記載がありますが、これはどこを指していますか。

〇〇農業委員会 図面の上の部分が駐車場として整備されます。園庭については、右下の園庭と書かれている部分で、通路とその他で1,953㎡の計画をなされております。

〇〇委員 これが運動場ということになるのですか。

〇〇農業委員会 はい。こども園でいう運動場になります。

〇〇委員 それと、園児数はどの位になるのですか。

〇〇農業委員会 園を開設された場合には、90名の定員で予定をされています。90名にしては駐車場が広いのかなという思いもありますが、隣接している市(町)道が通勤時の車の抜け道にもなっていて、登園される際に必ず車を駐車場の中に入れないと子どもさんの安全対策が取れないということもあって、これだけの駐車場のスペースを確保されております。

〇〇委員 これは新しく作られるようですが、現時点で園はどこにありますか。

〇〇農業委員会 28ページの図面の下の方にD'とありますが、そこに〇〇〇〇保育園と書かれているところです。かなり建物自体も狭い状況で、地元の方などから入園の希望があっても今はお断りをしているという状況もあるので、それを解消したいとお話をされております。

〇〇委員 他の分もですが、図面が小さくて非常に分かりづらいので、もう少し拡大してもらえないかと思えます。事務局に改善をお願いします。

農業会議事務局 分かりました。改善します。

〇〇委員 このこども園を作られる周りが全部水稻を作られるわけですね。へり防除はどういう形でされるのでしょうか。風の向きによっては、園児がいるときに心配な面もあるかと思うので、ちょっと教えてください。

〇〇農業委員会 隣接農地の方からの同意書の中に、農作業については事前の通知は行いませんということは書かれているものの、農薬散布による人的・物的被害及び騒音などの苦情などは、転用者である〇〇〇〇の責任において

対応処理し、決して隣接農地所有者及び小作者に迷惑が掛からないようにすることというふうに書いてあります。実際散布をすることによって子どもさんに被害が出るというのは十分考えられるものの、これまでも田んぼの周辺で保育園の運営をされていますので、その辺はご理解をいただいで対策をされるものと思っております。

〇〇委員 できてしまったら親がいろいろ言うてくるので園も黙ってはいられないと思います。私のところにも、ヘリ防除で園に危険が迫っているということで、利用組合にはもう少し考えてほしいということで来ているので、園児がいないときにするなど、今協議をしています。ヘリは高いところを飛ぶので音もするし、ドリフトが全くないとも言えない。おそらくこれだけ出っ張っていると相当やりにくいと思います。園が文句は言いませんと入れているのですか。

〇〇農業委員会 文句を言いませんではないですが、社会福祉法人さんで対処してくださいということですので、保護者さんから何かしらの話があれば、その対応はしてくださいと取れるものかと思えます。

〇〇委員 あちこちでヘリ防除に対する苦情が出ています。元々は何もなかったのですが、住宅地が増えて、そこから市（町）の方に行って、市（町）から利用組合に農薬が子どもにかかるとかの苦情が寄せられています。今までできていたことができなくなるので、そこは何かかならないものかと思えます。

〇〇農業委員会 申請者に対して、常設審議委員会でその旨ご意見がありましたということをお話しして、今後の運営に活かしてもらおう形でこちらからもお願いをしたいと思えます。

〇〇委員 もう一ついいですか。

議長 はい、どうぞ。

〇〇委員 ここの地区は土地改良事業区域だと思いますけど、参考事項に土地改良区と協議済みというようなことが書いていないので、その辺についてはどうなのでしょう。

〇〇農業委員会 おっしゃるように、土地改良区の区域内にありまして、土地改良区からの同意をいただいております。その記載をしておりますので、次回から記載をしたいと思えます。

〇〇委員 既に償還済みの区域になるのですか。

〇〇農業委員会	土地改良区からは、転用決済金の支払をすれば特に問題ないとの意見をいただいております。
〇〇委員	残金があればですね。
〇〇農業委員会	はい。
〇〇委員	分かりました。
〇〇委員	参考までにですが、こども園のようなものは補助金はないのですか。
〇〇農業委員会	補助金に関しては当市（町）では保育幼稚園課が所管をしております、おそらく補助金の対象にはなると思いますが、こちらが事業計画では令和4年度末までに建設となっております。今年度の市の予算で補助金をいただかれるものなのか、来年度の予算なのか把握をしておりますが、現在のところ補助金の交付決定を受けていらっしゃいませんので、全額を借り入れということで申請をされております。
議長	他にございませんか。
委員一同	（意見・質問等なし）
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（全員挙手）
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	（意見・質問等なし）
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（全員挙手）

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 以上、本日意見を求められた農地法第4条関係2件、第5条関係6件
について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

議長 続きまして、農地法第18条による意見聴取に入ります。
〇〇農業委員会より説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇〇〇農業委員会です。
整理番号18-1、〇〇〇〇申請の賃借権の解約の申し入れの案件とな
ります。
(内容について説明。)
農地法第18条第2項第2号及び第6号に該当し、許可相当と判断し
ております。

議長 この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 農地法第17条の規定に基づき期限の定めのない契約になっていると
はどういうことですか。

〇〇農業委員会 農地法第17条に農地または採草放牧地の賃貸借の更新という項目が
ございまして、「農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがあ
る場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前ま
での間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前
の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす」とありますの
で、こちらの規定に当てはまりまして契約が更新されている状態と判断
しております。

〇〇委員 これは1年1年だからその人が通知すれば更新しないとすることもできる
のではないですか。

〇〇農業委員会 このような形に一度なってしまった場合は、合意解約等がない限りは
期間については定めがない状態になっていると判断しております。

〇〇委員 賃借料はいつまで払われているのですか。

〇〇農業委員会 申請時にお伺いしたところ、賃借料は毎年払われているけれども、賃
貸人は受け取りはされていないそうです。理由として、自分としては返
してくださいと言っているのに返していただけない状況なので、賃借料
を受け取ると賃貸借の状態を認めてしまうと判断されているそうです。

- 〇〇委員 33 ページに農地法第 18 条の許可申請をして、その後合意解約ができなくなったため申請を取下げ、しかし合意解約はできておらず再度の申請とありますが、実際にはどこまでの話し合いができているのか、それをはっきりしないと、どう判断すればよいのか全然分かりません。
また、次のページの航空写真にあります、この一帯はずっと以前からほったらかしで、どこまで農業委員会が草刈り等の指摘をされているのか、分かる範囲で教えてください。
- 〇〇農業委員会 草刈り関係については農業委員会ではなくて、商工振興課の方が売買契約等をされているようですので、そちらが管理されていると聞いております。伺ったところでは、過去 2 年全体的な草刈りをされているということです。
- 〇〇委員 いや、もうずっと以前から写真のような状態でしたよ。
- 〇〇農業委員会 おっしゃるとおりです。
- 〇〇委員 当時買ったときは転用申請は通っていないんでしょう。
- 〇〇農業委員会 転用申請についてはなされておられません。
- 〇〇委員 〇〇市（町）がこの広い土地を買ったときですよ。
- 〇〇農業委員会 この農地については、3 条の賃貸借が入っていましたので売買はされておられません。
- 〇〇委員 今の関連ですけど、他の集積エリアのところは〇〇市（町）の土地開発公社が既にも買収をしているということですか。これだけが残っているということですか。
- 〇〇農業委員会 地権者は 2 人残っていると議会で答弁されておりまして、それ以外の土地については〇〇市（町）が買収済みと聞いております。公社ではないそうです。
- 〇〇委員 市（町）が直接ですか。
- 〇〇農業委員会 はい。
- 〇〇委員 それと、18 条で県に申請しないと解約できない、それで以前に弁護士を立ててやったけど合意ができそうだったため取下げたと、これはいずれにしても、18 条に基づけば県の方に申請をしなくてはいけないという案件になるわけですか。

- 〇〇農業委員会 過去の分はおっしゃるとおりでして、その当時は〇〇市（町）は権限委譲を受けておりませんでしたので、〇〇市（町）で申請を受け付けて、許可相当と判断をし、意見書を付して県に上げております。そして県の方で許可の申請を受ける前に取下げをされております。今現在は、権限委譲で〇〇市（町）の方に来ておりますので、この審議会の意見を付したところで今後の定例会で諮る形になります。
- 〇〇委員 そうすると、ここで議決となったときは、強行的に解約という形になるわけですか。法律的にはどうなるのですか。
- 〇〇農業委員会 強行的にという言葉が正しいか分かりませんが、仮に許可という形になれば、賃貸人の方から賃借人へ解約をしますという通知が行って、解約になる流れと考えております。
- 〇〇委員 そうすると、相手方の〇〇〇〇さんから異議申立てなり農地に対する離作補償を請求された場合はどうなりますか。
- 〇〇農業委員会 離作料の額については個人の関係ですので、当事者同士で判断していただくことかと考えております。〇〇市（町）の農業委員さん達が定例会の中で離作料を払うべきだという判断をされれば、許可の条件として付けることは可能だと判断しております。
- 〇〇委員 農工法に基づく申請エリアとなっているようなので、こういう大きな、例えば企業が来て立地するとかになったときに、これが一つの火種になって進まないということも懸念されます。ですから、離作補償辺りについてはきっちり話をして、手元で熟度を上げる方が問題が残らないような気はするのですが、どうなのでしょう。
- 〇〇委員 〇〇市（町）の農業委員会として、当事者同士の話し合いの場は設けられましたか。これだったらいつまで経っても時間が経過するだけで、なかなか話し合いができないと思います。片方だけの意見を通すと前に進まないと思いますよ。何か原因があるからこういう事態になっているので、当事者の意見を十二分に把握してもらえば、解決の打開策も見えてくる気がします。
- 〇〇農業委員会 ご意見ありがとうございます。まず、農業委員会が間に立ってということにつきましては、私が記憶している限りではございません。申請人が申請に来られたときに、18条の申請ではなくて、調停の場がありますというご提案もさせていただきましたけれども、それについては過去自分と賃借人の方でお話をしてきていて、もうしたくないということで、

申請人からは調停に関することは望まれていないような発言でございました。

〇〇委員 事務局としては、一番の原因は何だと思われますか。何かあるから進まないと思いますので、それを解決しないといつまで経っても同じような形で行くのではないですか。

〇〇農業委員会 おっしゃることも確かに一面としてあると思いますが、申請人のお話を聞く限りでは、何が原因かというところもお話をされてきたと思います。それでも合意解約とはいかず、今回単独での申請となっていると判断しております。

〇〇委員 農業委員会が仲裁に入れないなら商工振興課とか誰かが仲裁に入って、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんがちゃんとした話し合いができて、お互いに納得するようなことをどこかでしていかないと後々まで響くと思います。これでは私たちも判断しようがありません。

議長 すみません、ここで〇〇委員から補足説明をお願いします。

〇〇委員 お手元に資料がありますけれども、ここに記載していない個人情報もたくさんございまして、再三話はした結果、最終的にこれに至ったということで、詳しくはここで申し上げることはできないのかなと思っております。

〇〇委員 法律的に手続きをやっているという話なので、ここで認めてそこから先効率的にどういうふうにするかというのは、ここで固めて相手方の情報を得るしかないという判断なので、いいのではないですか。

議長 それでは、採決を採りたいと思います。「農地法第 18 条第 2 項第 2 号及び第 6 号に該当し、許可相当」との判断に異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

専務理事 農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。

議長 続きまして、次の項目に移ります。

「令和3年度農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」
について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局

(資料2により説明)

議長

皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同

(意見・質問等なし)

議長

それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

専務理事

ありがとうございました。
最後にその他の項目に移ります。

農業会議事務局

(その他の項目について、資料3により説明。)

溝口理事

以上をもちまして、全ての本日の会議を終了いたします。
次回は10月15日となりますのでご予約をお願いします。

14時59分